

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 4 月 26 日

金 曜 日

第 3611 号

## 目 次

### 告 示

○森林病虫害等の防除命令	1
○森林病虫害等の駆除命令	3
○伐採木等の移動制限命令	4
○平成25年度における地籍調査事業計画の決定	5
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	6

### 公 告

○建築許可に係る意見の聴取	7
○開発行為の工事完了	
○林業種苗生産事業者の登録	8
○基本測量の終了	
○随意契約の相手方等の公示	9
○安全運転管理者等講習事業委託に係る一般競争入札の実施	11
○平成24年度富山県特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	15
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	

## 告 示

### 富山県告示第215号

森林病虫害等の防除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第4号の命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

高岡市及び氷見市に存する高度公益機能森林の区域

## (2) 期間

平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 15 日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

## 4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため。

## 5 その他必要な事項

- (1) 3 に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、平成25年 5 月 24 日までに富山県高岡農林振興センター所長を経由して知事に防除実施計画を提出しなければならない。
- (3) 3 に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、富山県高岡農林振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3 に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、富山県高岡農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったとき、知事は、3 に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)に定める期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が 3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

**富山県告示第216号**

## 森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号に掲げる命令をしますので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年4月26日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

富山市に存する高度公益機能森林の区域

## (2) 期間

平成25年5月17日から同年6月30日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮したうえ、松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

## 5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その

提出があったときは、3 に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)に定める期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が 3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

## 富山県告示第217号

### 伐採木等の移動制限命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により同法第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年 4 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

富山市に存する高度公益機能森林の区域

##### (2) 期間

平成25年 5 月17日から同年 6 月30日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

1 の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動してはならない。

## 4 命令をしようとする理由

松くい虫のまん延を防止するため

**富山県告示第218号**

平成25年度における地籍調査事業計画の決定について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により平成25年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 地籍調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
富山市	地籍調査	富山市下野、沢連、鍋谷
高岡市	地籍調査	高岡市中川本町、中川町、本丸町
氷見市	地籍調査	氷見市飯久保、下矢田部、布施・深原、阿尾、小竹
上市町	地籍調査	中新川郡上市町若杉、湯上野
立山町	地籍調査	中新川郡立山町前沢

## 2 調査期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

**富山県告示第219号**

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 4 月26日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 三箇吉島線	魚津市袋 160番から 魚津市袋61番 1 まで	変更前		最大 12.0 最小 8.0	279.0	新川土木 センター
		変更後		最大 17.7 最小 12.6	279.0	
県道 蓮町新庄線	富山市鍋田86番 9 から 富山市鍋田89番 9 まで	変更前		最大 4.4 最小 3.8	87.6	富山土木 センター
		変更後		最大 9.0 最小 5.4	87.6	

**富山県告示第220号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 三箇吉島線	魚津市袋 160番から 魚津市袋61番 1 まで	平成25年 4 月 26 日	新川土木 センター

県道 蓮町新庄線	富山市鍋田86番9から 富山市鍋田89番9まで	平成25年4月26日	富山土木 センター
-------------	----------------------------	------------	--------------

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

**建築許可に係る意見の聴取**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第48条第14項の規定に基づく意見の聴取を次のとおり行うので、利害関係を有する者は出席してください。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

回次	日時及び場所	聴取事項
第 604回	平成25年 5 月 8 日 (水) 午前10時 射水市堀岡 278番地 堀岡コミュニティセ ンター第 1 会議室	富山市本郷町13番地 独立行政法人国立高等専門 学校機構富山高等専門学校（射水市堀岡千石 6 番 1、7 番 1 及び50番 1 の一部の工業専用地 域内に高等専門学校を新築すること）に係る建 築基準法第48条第12項ただし書の許可について

**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
南砺市梅ヶ島290番 1、290 番 3、298番 6、299番 1、 300番、301番 1、408番、 411番及び505番	同 左	道路、公 園、下水 道	南砺市三ツ屋28番地	笹嶋工業株式 会社

南砺市田中 239番 1 外14筆			射水市流通センター 水戸田三丁目 4 番地	アルピス株式 会社
-------------------	--	--	--------------------------	--------------

### 林業種苗生産事業者の登録について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者として登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

登 録 番 号	第110号	第111号
登 録 年 月 日	平成25年 4 月 17 日	平成25年 4 月 17 日
生産事業者の名称	株式会社エコサポート富山 代表取締役 碓井博	新川森林組合 代表理事 組合長 山本外輝雄
生産事業者の住所	富山市上飯野新町 3 - 340 - 2	魚津市東尾崎3415番地
生産事業の内容	苗木 幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	苗木 幼苗の育成及び幼 苗以外の苗木の育成
事業所の名称	株式会社エコサポート富山	新川森林組合
事業所の所在地	富山市上飯野新町 3 - 340 - 2	魚津市東尾崎3415番地

### 基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 作業種類

基本測量（オルソ作成）



## 2 作業期間

平成24年12月25日から平成25年3月29日まで

## 3 作業地域

高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市

**随意契約の相手方等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月26日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪1番7号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年4月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

## 5 随意契約に係る契約金額

41,580,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享

受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

## 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 25 年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

富山県警察 I C カード化運転免許証作成装置用消耗品 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 25 年 3 月 28 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社東芝 東京都港区芝浦 1 丁目 1 番 1 号

5 随意契約に係る契約金額

新規用カード（緑） 140,227 円

一般用カード（青） 140,227 円

優良用カード（金） 140,227 円

運転経歴証明書用カード 126,000 円

インクリボン（Y） 25,935 円

インクリボン（M） 25,935 円

インクリボン（C） 25,935 円

インクリボン（B） 14,175 円

UVC リボン 30,660 円

オーバーコートリボン 13,335 円

備考シール 6,037円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に規定する既調達物品等につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

### 安全運転管理者等講習事業委託に係る一般競争入札の実施

安全運転管理者等講習事業委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年4月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

安全運転管理者等講習事業委託

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

富山県内

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (3) 法人であり、富山県内に活動拠点となる事務所があつて、業務を適正に履行する能力を有する者であること。
- (4) 過去に1年以上、業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号のイからホまでのいずれかに該当する者のある法人でないこと。
- (7) 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料等を滞納していないこと。

### 3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
- (2) 資料は次のとおりとする。
  - ア 定款又は寄附行為及び登記簿謄本
  - イ 財務諸表（申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1年分））
  - ウ 役員が道路交通法第51条の8第3項第2号のイからホまでのいずれにも該当する法人でないことを誓約する書面
  - エ 納税証明書
  - オ 申請時に最も近い月の社会保険料の領収書又は証明書

カ 富山県内の活動拠点となる事務所を示す書類

キ 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

(3) 申請書及び資料の提出期間

平成25年4月26日から同年5月14日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、前記(2)キの書類は、入札書提出時とする。

(4) 申請書及び資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号  
富山県警察本部交通部交通企画課庶務係  
電話076-441-2211

(5) 申請書及び資料の提出方法

直接持参すること。

(6) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成25年5月20日までに申請者に通知する。  
なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

前記(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面を前記(4)の提出場所へ平成25年5月20日までに提出しなければならない。

回答は平成25年5月24日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号  
富山県警察本部交通部交通企画課庶務係  
電話076-441-2211

## (2) 入札説明書の交付方法

平成25年4月26日から同年5月10日までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

## (3) 入札書の提出期限

平成25年5月28日 午前9時50分

## (4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

## 5 開札の日時及び場所

## (1) 開札の日時

平成25年5月28日 午前10時

## (2) 開札の場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 201会議室

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする現地調査業務1件あたりの単価により行う。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記 3 の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

## 平成24年度富山県特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

富山県特定調達に関する苦情処理手続要領（平成12年富山県告示第 153号）8 の規定により、平成24年度における特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成25年 4 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

受付及び処理の件数 なし

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により射水市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを、富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

富山高岡広域都市計画下水道

射水公共下水道